

2019年11月1日
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

「ながぎん自転車のお守り」の販売開始

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、株式会社長野銀行（頭取：西澤 仁志、以下「長野銀行」）が本日から販売を開始する傷害総合保険『ながぎん自転車のお守り』の引受保険会社に選定されたことをお知らせいたします。

1. 背景・経緯

- ・長野県では、2019年3月18日に「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」が施行され、10月1日から「自転車損害賠償保険等」への加入が義務化されました。
- ・長野銀行は、自転車事故の被害者救済および万が一加害者となった場合の経済的負担軽減を目的とした『ながぎん自転車のお守り』の販売を開始することとし、このたび、損保ジャパン日本興亜は、この自転車保険の引受保険会社に選定されました。

2. 『ながぎん自転車のお守り』の補償概要

- (1) 保険契約者：長野銀行
- (2) 加入対象者：長野銀行に預金口座をお持ちの方
- (3) 被保険者：長野銀行に預金口座をお持ちの方またはそのご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）
- (4) 募集開始日：2019年11月1日
- (5) 保険期間：2019年12月1日午後4時から1年間（以後、毎月1日開始）
- (6) 補償内容：①賠償責任補償
日常生活で生じた偶発的な事故（例：自転車運転中の事故等）により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
②傷害補償
自転車事故（自転車搭乗中の事故または自転車に搭乗していない時の運行中の自転車との衝突等）により、被保険者が亡くなられた場合、後遺障害が生じた場合または入院された場合に保険金をお支払いします。
※その他、弁護士費用補償がセットされたプランもあります。

3. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今後も自転車事故の備えとなる保険商品・サービス・情報の提供を通じて、皆さまが安全で快適に自転車を利用できる環境づくりに貢献していきます。

以上